

水源林造成事業評価技術検討会運営要領

21 林整整第 1050 号

平成 22 年 2 月 12 日

最終改正 令和 4 年 6 月 10 日付け 4 林整整第 331 号

第 1 趣旨

林野公共事業の事業評価実施要領（平成 12 年 3 月 13 日付け 12 林野計第 73 号）第 9 の規定に基づき、水源林造成事業に係る事前評価、期中の評価及び完了後の評価を行うに当たって必要な技術的・専門的な知見を聴取するため、水源林造成事業評価技術検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

第 2 検討会の構成

検討会は、林業経営、育林学等の各分野の学識経験者等から、林野庁長官が委嘱する者により構成する。

第 3 委員の任期

- 1 委員の任期は、委嘱の日から翌年度の 3 月末日までとする。
- 2 委員に欠員が生じた場合は、後任者を委嘱することができるものとする。この場合、後任者の任期は、前任者の任期の残期間とする。

第 4 検討会の座長

検討会を統括するため、検討会に座長を置き、互選によりこれを定める。

第 5 検討会の開催

検討会は、林野庁長官の召集によりこれを開催する。

第 6 議事の公開

検討会の議事の公開については検討会において定める。

第 7 検討会の庶務

検討会の庶務は、林野庁森林整備部整備課において行う。

第 8 その他

この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関する必要な事項は、検討会において定める。